

いわゆる新自由主義の古典

2020年5月2日 筒井哲郎

どんな書物でも、その時代の状況に応じて書かれている。マルクスやエンゲルスの『資本論』は、彼らの目前にあった産業革命期の工場労働者の境遇改善を願う動機で書かれたものである。のちに、レーニンやスターリンはロシアの農業が主産業であった社会に自分たちの思想を適用して、ソビエト社会主義連邦を作った。毛沢東も中国の農村改革を目指してその思想を応用した。ソ連や中国の全体主義をマルクスとエンゲルスの責任にすることは当たらないであろう。

今日、新自由主義経済として、金融資本万能の様相を呈して、富が上位の富裕層に偏在している。この現象について、「新自由主義経済」の提唱者と言われるミルトン・フリードマンやフリードリヒ・ハイエクが、本当のところどういうことを説いていたかを確認したいと思った。

というのは、今日市民派を代表する人びとが「新自由主義」を厳しく非難しており、上記の二人をその元凶としている。しかし、彼らの著作が世に出たばかりのころ、その著作は反社会的なものとは認識されていなかったはずである。そうでなければこの二人がそれぞれにスウェーデンのアカデミーからノーベル経済学賞を与えられることはなかったはずである。

彼らを非難する本として印象が強いのは、下記である。

ノーム・チョムスキー、大地舜・榊原美奈子訳『誰が世界を支配しているか』

双葉社、2018年

ナオミ・クライン、幾島幸子、村上由見子訳『ショック・ドクトリン』

岩波書店、2011年

同、幾島幸子・荒井雅子訳『これがすべてを変える』

岩波書店、2017年

チョムスキーは、新自由主義を推進するシカゴ学派に指導された学者や資本家が、チリのピノチェトを指導者とする軍事政権と結託して、アジェンデ政権を倒すクーデタを行ったと非難している。ナオミ・クラインは、新自由主義経済を推進するアメリカ政府および金融資本家たちが、ショック・ドクトリン（惨事便乗型資本主義）を敢行し、また、温暖化ガス排出規制などの気候変動対策や化石燃料対策を阻害している、と非難している。

以下に、フリードマンとハイエクの代表作の要旨を見てみよう。

1. ミルトン・フリードマン、村井幸子訳『資本主義と自由』（原著：1962年）

日経BPクラシックス、2008年

人間は一人一人違う。そして、善意であってもまちがうことが多い。とくに、いったん制度化してしまふと状況の変化に追従できず、制度が時代遅れの拘束条件になる。なるべく拘束条件を作らないで、

一人ひとりの自主性に任せた方が、社会の発展の土壌を提供しやすい。自由な活動を最大限に許した方が、多数の人びとの間の利害関係を反映した最適解を与えやすい。したがって、経済活動は、政府の規制をなるべく減らして、個々人の自由に委ねた方が良い。そして、その人の利益も失敗もその人の責任において受容するようにした方が良い。

現実を見ると、今日金融資本が横暴を極めていて、富を独占するようになっている。納税に際してはタックスヘイブンやもろもろの手段で高所得者が所得税逃れしている。また、大資本家が豊富な資金を利用してロビー活動を行い、政府を自分に都合の良い方向に動かしている。それらのことが極端に貧富の差をもたらしている。

この現象に対して著者は、フェアな紳士的な市民たちの中で公平に市場競争が行われる場合において、個人の自由がもっとも発揮される最良のルールはどういうものか、という問題意識の上に論じている。したがって、リーマンショックに至るような銀行の金融派生商品市場やサブプライム・ローンに依存した稼ぎも予想していない。またそういう銀行が破たんしたときに責任を免れて、国家が銀行を救済するなどという事態は予定していない。著者は、アダム・スミスと同様に、一定の道徳性・公平性を備えた社会において個人の自由を最大限にする経済ルールを追及している。効率的かつ市民の自由が保てる経済システムの倫理的条件が暗黙に前提とされている。効率的な経済システムを数学的な論理も交えて追及する際には、現行の制度と仮定の制度の比較をすることになる。その場合には、両制度とも理屈通りに運用されるという仮定がなければ結論の優劣を信じることができない。著者は、緻密なコスト比較によって民営化が有利だと結論づけている。当然権力を背景にした恣意的な裁量は一切考慮外にされている。けれども現実にはアメリカの政府および企業がその前提を破っている。

もう一つの前提は、平常時における安定した経済取引が可能な場合に国際的な分業が合理的だと説いているのであって、パンデミックや戦争のような経済活動を阻害するような状態における取引を論じていない。軍事予算のような国家のみが扱う問題も対象から外している。

もうひとつ注目したいのは、関税を掛けないで自由貿易を行った方が、その国の国民にとって良いという主張を、論理的に展開している点である。

現在アメリカ政府および企業は、外国政府に NAFTA などの関税障壁撤廃を要求している。また、相手国政府が外国企業を自国企業と平等に扱わない場合にはその政府に対して外国企業が訴訟を提起することを、WTO のルールとして、各国に要求している。

著者は、関税撤廃が両国の国民にそれぞれ利益になると説いているが、相手国政府がそれを望まないときに、強要すべきではないと主張している。アメリカだけが関税撤廃しても、それがアメリカのために利益になる、と説いている。ましてや、相手国の市場に、自国の企業が無理に参入する権利があるという、現在の WTO の主張を述べてはいない。

2. フリードリヒ・ハイエク、村井章子訳『隷従への道』（原著：1944年）

日経 BP クラシックス、2016年

要旨：19世紀後半以降、社会主義を標榜する計画経済がまずドイツで好評を得るようになった。ヨーロッパ諸国はいずれも産業革命下で市民たちは物質的に豊かになった。一定の豊かさを達成した資本

主義諸国の中で、それ以上の豊かさや技術的進歩を求める人々は、計画経済を採用する社会主義社会を求めるようになった。しかし、計画経済は多様な人々の欲求を幅広く納得いくように優先順位を付けることができず、政治権力や科学者の権威を持ち出して特定の政策テーマに資源を集中してしまい、独裁政治との親和性を生じる。そして、多数の個人の需要を狭い範囲に限定する必要があるため、個人の自由を抑圧することになる。ビスマルク以降のドイツ帝国はそのような政策を行って、先進的に見えたが結局は失敗した。しかし、1930年代のイギリスでは社会主義が人気を博しており、計画経済が推進された。ハイエクは、そのことをイギリスの人びとに警告するためにこの本を書いた（成書として公刊されたのは1944年）。

計画経済はナチス（国家社会主義ドイツ労働党）のドイツ、ファシズムのイタリア、共産党のソ連などに採用され、社会主義に強い親和性があった。しかし、当時のヨーロッパで社会主義を望む人々は、計画経済が個人の自由と矛盾するものだという認識を持っていなかった（頭の中で博愛主義と進歩主義の「いいとこ取り」をしていた）。結果としてナチスも極端な独裁制になり、ソ連も同様であった。「計画経済」は例外を許すわけには行かないから、どうしてもすべての人を政府の指図下に置くようになる。同書の一節を紹介する¹。

今日の計画主義者が要求するのは、単一の計画の下であらゆる経済活動を中央が指図することである。そしてその単一の計画では、特定の目的を特定の方法で達成するために、社会の資源を「意図的に管理運営」する方法を定めるといふ。（中略）

強制力を持つ者は、個人が知識や自主性を発揮する最良の枠組みを定めて各人が最適な計画を定められるような条件を整えることだけに専念すべきなのか。それとも、そうした個人の資源を合理的に活用するためには、ある意図をもって作成された設計図に従って、個人のすべての活動を中央が組織し指導することが必要なのか、ということである。（中略）

（自由競争の原理がうまく機能するには）さまざまな取引にはだれでも平等の条件で参加できなければならない、個人や集団が公然あるいは隠然たる力を行使してこの平等な参入を阻害することは、法律上許されてはならない。（中略）

たとえば有害物質の使用を禁止する、使用基準を厳格化する、労働時間を制限する、衛生環境を整備するといったことは、競争の維持とは決して矛盾しない。

これ以上説明を要しないであろう。ハイエク自身は、厳格な公平性を市場に設定することを前提としているのであって、政府組織と回転ドアで行き来する金融資本主義の亡者たちを想定してはいない。

3. 1940年体制

日本も戦争遂行体制として、産業統制を行った。たとえば、全国の電力網は国家総力戦体制を構築するために、1939年に全国の電力会社が現物出資や合併によって日本発送電に統合された。戦後9電力体制に分割されたが、通産省の管理下に置かれる地域独占企業として運営された。製鉄業や、石炭・石油産業も通産省の強い管理下に置かれ、一般には「護送船団方式」、野口悠紀雄氏の言葉では「1940年

¹ 同書、pp.181-182

体制」と呼ばれる官庁主導の体制が生き残った²。原発事業が「国策民営」と言われたように、事業者側には自らの自由意志で選び取ったという事業意志は希薄で、政府の肩代わりをして運用しているという姿勢が十分通用する体制が連綿と続いた。現実企業努力をしなくても料金収入は政府の認可によるので、事業が失敗するおそれや責任感が希薄になるのは当然であった。

戦時計画経済は、外に先進モデルがあって、それに追い付くには能率的であるが、いったん同程度のレベルに達すると、自己の自由意志で進路を決める力はない。そこで、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」という状態に達した途端に、失速墜落してしまった。しかし、官僚機構は倒産しない。原発のような競争力を失った産業が、官僚機構から無制限の資金注入と地元自治体を説得する圧力を後ろ盾に、倒産を免れ、新しい競争者（再生エネルギー事業者）の参入を不公正な手段で妨害しながら排除するという力を与えられている。

4-2「原発の町」その46「被災地域の収奪」で福島原発被災地の復興計画に地元民の生活再建とは無縁の技術専門家たちの好事家的設備に流用していることを見たが、戦時計画経済体制は技術オタクたちが必然的に強い決定権を持つようになる³。地元からすれば外部の専門家が持ち込んだ原発が事故を起こした後に、その被災地を救済するために行う施策が、再度外部の専門家のためにしかならない「ロボットテストフィールド」なるものに投じられるというのは、本質的に政策決定構造が変革されなければ改まらないと思われる。原子力発電の推進を改めることを求める世論が60～70%あっても、それが改まらないのは、専門家に決定権を委ねる戦時計画経済体制が今も主導権を握っていることを意味する。

ハイエクの指摘でもうひとつ特記しておきたいことは、計画経済が司法の独立を損なうことである。今日、原発の推進や事故に係る裁判では、裁判官が原発推進を主張する「専門家」の意見に同調することが多い。「裁判官の人の子で出世したいから」という説明だけでは済まないものがある。計画経済は、特定の理念を正しいとして、その推進政策に肩入れすることになる。そのことは、一般論としての公平を定める法律の内容を踏み越えて、特定の政策がより進歩的だという指導者の観念を裁判官に植え付けることになる。その結果、多元的公平を目指す法の精神を逸脱して、特定の専門家の意見を肯定してしまう結果になる。これも、戦時計画経済体制が今も清算されていない結果である⁴。

² 野口悠紀雄『1940年体制』増補版、2010年

³ 前出ハイエク『隷従への道』p.227

⁴ 前出ハイエク『隷従への道』p.256